

定 款

社会福祉法人 菊美会

社会福祉法人 菊美会

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
- (イ) 保育所の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人菊美会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て世代を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都日野市大字日野311番地3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員を7名以上置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員の選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7)基本財産の処分
- (8)社会福祉充実計画の承認
- (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に係らず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上
 - (2) 監事2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の業務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（該当事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

（1）建物

- ① 東京都日野市大字日野311番地2同番地3同番地23，310番地1所在鉄骨鉄筋コンクリート造2階建1棟延1,020.5平方メートルのうち
保育所日野第二保育園園舎専有部分861.93平方メートル
内訳 一階部分 472.25平方メートル
二階部分 389.68平方メートル
- ② 東京都日野市高幡507番地4、大字新井924番地14所在の鉄筋コンクリート造陸屋根11階建1棟延16156.08平方メートルのうち
保育所たかはた北保育園園舎専有1階部分640.88平方メートル
- ③ 東京都国分寺市本多三丁目6番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建保育所ほんだ保育園園舎1棟延678.72平方メートル
内訳 一階部分 424.32平方メートル
二階部分 254.40平方メートル

（2）土地

- ④ 東京都日野市高幡507番4所在の敷地1筆7664.76平方メートルのうち
保育所たかはた北保育園の敷地権 1543276分の65788
- ⑤ 東京都日野市大字日野新井924番14所在の敷地1筆359.15平方メートルのうち
保育所たかはた北保育園の敷地権 1543276分の6

5788

⑥ 東京都日野市大字日野305番3所在の保育所日野第二保育園の土地325平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人社会福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会が定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

（定款の変更）

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人菊美会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 坂田 登喜子
理 事 坂田 実
理 事 大松 弘一
理 事 並木 太吉
理 事 落合 貞一
理 事 斉藤 昌夫
監 事 吉原 正雄
監 事 鈴木 よし江

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年6月29日変更とする。
- 3 平成29年12月27日変更とする。(ほんだ保育園 園舎取得による)
- 4、令和2年1月10日変更とする。(日野第二保育園 土地取得による)

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 菊美会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人菊美会(以下「本会」という。)の定款第8条、定款21条第1項及び同条第2項に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、報酬・賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費(宿泊費含む)及び調査研究費をいう。

(報酬等)

第3条 評議員の報酬等は定款第8条に定めるところにより無報酬とする。

2 役員の報酬等は別表1に定めるところによる。

(費用の弁償)

第4条 本会は、評議員及び役員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用弁償は別表2に定める会議等に関して別表2に定める額を支払うものとする。

(既定の改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 記

この規定は、平成29年4月1日から適用する。

役員報酬等

別表 1

役 職	報酬日額 (一人あたり)	年度総額 (一人あたり)	年間総額 (合計)
理 事	0 円	0 円	0 円
監 事	0 円	0 円	0 円

評議員・役員費用弁償

別表 2

役 職	業 務	費用弁償額 (一回あたり)
評議員	評議員会等への出席	10,000 円
理 事	理事会等への出席	5,000 円
監 事	理事会等への出席、監事監査業務	5,000 円

備考 弁償する費用は会議等一回あたりとする。

ただし、同日に開催する会議等については一回とみなすものとする。

役員等名簿（公表用）

理事/監事/評議員の別	氏名
理事長	坂田 衛
理事	坂田 幸子
理事	落合 正久
理事	菅野 哲
理事	古川 吉樹
理事	藤原 國博
監事	須田 恵美子
監事	飯塚 陽子
評議員	秋吉 恒子
評議員	栗原 広光
評議員	根津 正孝
評議員	関口 幹雄
評議員	福田 陽子
評議員	御法川 亜紀
評議員	野口 豊子
選択してください	
選択してください	

※役員等の人数が多い場合はセルを追加してください。

【財務情報等の公表】

施設種別	認可保育所	設置主体	社会福祉法人 菊美会	事業所名	日野第二保育園
------	-------	------	------------	------	---------

施設の収支【令和5年度実績】

科目		前年度	当年度
事業活動による収支	委託費収入	172,796,410円	177,299,100円
	東京都保育士等キャリアアップ補助金収入	15,743,000円	15,147,000円
	東京都保育サービス推進事業補助金収入	9,664,000円	8,934,000円
	その他の補助金収入	81,480,865円	81,696,810円
	利用料収入	6,552,950円	4,792,500円
	その他の収入（寄付金収入、雑収入等）	4,176,065円	4,216,102円
	事業活動収入計（1）	290,413,290円	292,085,512円
	人件費支出	258,321,442円	252,123,171円
	職員給料支出	139,701,972円	137,455,957円
	職員賞与支出	45,812,528円	41,442,915円
	非常勤職員給与支出	36,930,885円	36,996,234円
	派遣職員費支出	0円	0円
	退職給付支出	1,913,500円	1,913,500円
	法定福利費支出	33,962,557円	34,314,565円
	事業費支出	31,913,965円	30,383,929円
	給食費支出	18,202,148円	16,728,786円
	保健衛生費支出	437,775円	434,394円
	保育材料費支出	1,545,757円	1,470,132円
	水道光熱費支出	6,438,692円	5,522,704円
	消耗器具備品費支出	2,459,957円	2,777,924円
	その他の支出【 保険料。賃借料。車両費 】	2,829,636円	3,449,989円
	事務費支出	21,519,431円	20,717,381円
	福利厚生費支出	6,370,355円	5,615,526円
	旅費交通費支出	14,170円	90,081円
	研修研究費支出	29,513円	142,019円
	事務消耗品費支出	536,317円	458,998円
	印刷製本費支出	334,127円	336,995円
	水道光熱費支出	0円	0円
	修繕費支出	1,118,150円	180,917円
	通信運搬費支出	624,170円	504,728円
広告費支出	129,008円	222,348円	
業務委託費支出	4,180,127円	4,977,434円	
賃借料支出	0円	0円	
土地・建物賃借料支出	2,686,800円	2,686,800円	
租税公課支出	70,800円	74,050円	

	その他の支出【職員被服費、手数料。保守料。雑支出。利用者等外給食費	5,425,894円	5,427,485円
	事業活動支出計(2)	311,754,838円	303,224,481円
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-21,341,548円	-11,138,969円
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	0円	0円
	設備資金借入金収入	0円	0円
	その他施設整備等による収入(寄附金収入、固定資産売却収入等)	0円	0円
	施設整備等収入計(4)	0円	0円
	設備資金借入金元金償還支出	0円	0円
	固定資産取得支出	654,500円	2,651,000円
	その他施設整備等による支出	673,200円	673,200円
	施設整備等支出計(5)	1,327,700円	3,324,200円
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,327,700円	-3,324,200円
その他の活動による収支	積立資産取崩収入	23,172,835円	7,000,000円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	33,335円	15,000,000円
	その他の活動による収入	0円	0円
	その他の活動収入計(7)	23,206,170円	22,000,000円
	積立資産支出	0円	0円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	386,806円	397,620円
	その他の活動による支出	142,821円	0円
	その他の活動支出計(8)	529,627円	397,620円
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	22,676,543円	21,602,380円
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)		7,295円	7,139,211円
前期末支払資金残高(11)		22,821,245円	22,828,540円
当期末支払資金残高(10)+(11)		22,828,540円	29,967,751円

施設データ

項目	前年度	当年度
定員	170人	170人
在籍児童数(4月1日時点)	170人	157人
保育従事職員数(4月1日時点)	62人	59人
職員の平均経験年数	13年	13年
事業活動収入(1)・・・①	290,413,290円	292,085,512円
人件費支出・・・②	258,321,442円	252,123,171円
事業活動収入に占める人件費の割合 ②÷①×100	88.9%	86.3%

【財務情報等の公表】

施設種別	認可保育所	設置主体	社会福祉法人 菊美会	事業所名	たかはた北保育園
------	-------	------	------------	------	----------

施設の収支【令和5年度実績】

科目		前年度	当年度
事業活動による収支	委託費収入	135,159,280円	143,755,990円
	東京都保育士等キャリアアップ補助金収入	12,131,000円	12,122,000円
	東京都保育サービス推進事業補助金収入	6,877,000円	7,805,000円
	その他の補助金収入	72,419,020円	76,400,215円
	利用料収入	3,285,000円	3,221,000円
	その他の収入（寄付金収入、雑収入等）	5,663,780円	2,917,150円
	事業活動収入計（1）	235,535,080円	246,221,355円
	人件費支出	169,483,783円	185,598,733円
	職員給料支出	104,970,647円	113,285,852円
	職員賞与支出	30,825,515円	32,207,030円
	非常勤職員給与支出	10,885,395円	14,462,876円
	派遣職員費支出	0円	0円
	退職給付支出	1,201,500円	1,290,500円
	法定福利費支出	21,600,726円	24,352,475円
	事業費支出	20,177,150円	20,737,018円
	給食費支出	10,775,659円	11,182,921円
	保健衛生費支出	372,935円	506,855円
	保育材料費支出	1,016,081円	1,096,363円
	水道光熱費支出	4,213,591円	3,609,143円
	消耗器具備品費支出	1,781,992円	2,317,138円
	その他の支出【保険料/賃貸料/車両費】	2,016,892円	2,024,598円
	事務費支出	18,497,463円	21,084,731円
	福利厚生費支出	974,703円	2,432,832円
	旅費交通費支出	20,015円	43,860円
	研修研究費支出	270,365円	260,217円
	事務消耗品費支出	697,487円	541,530円
	印刷製本費支出	235,963円	268,412円
	水道光熱費支出	0円	0円
修繕費支出	768,900円	878,395円	
通信運搬費支出	434,641円	537,991円	
広告費支出	132,108円	222,340円	
業務委託費支出	4,552,140円	3,925,524円	

施設データ

項目	前年度	当年度
定員	100人	100人
在籍児童数（4月1日時点）	116人	116人
保育従事職員数（4月1日時点）	26人	26人
職員の平均経験年数	7年	10年
事業活動収入（1）・・・①	235,535,080円	246,221,355円
人件費支出・・・②	169,483,783円	185,598,733円
事業活動収入に占める人件費の割合 ②÷①×100	72.0%	75.4%

施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	0円	0円
	設備資金借入金収入	0円	0円
	その他施設整備等による収入（寄附金収入、固定資産売却収入等）	0円	0円
	施設整備等収入計（4）	0円	0円
	設備資金借入金元金償還支出	0円	0円
	固定資産取得支出	0円	3,836,950円
	その他施設整備等による支出	0円	0円
	施設整備等支出計（5）	0円	3,836,950円
	施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	0円	-3,836,950円
その他の活動による収支	積立資産取崩収入	0円	2,200,000円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	33,333円	0円
	その他の活動による収入	0円	0円
	その他の活動収入計（7）	33,333円	2,200,000円
	積立資産支出	12,000,000円	0円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	298円	11,519円
	その他の活動による支出	0円	0円
	その他の活動支出計（8）	12,000,298円	11,519円
		その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	-11,966,965円
	当期資金収支差額合計（10）=（3）+（6）+（9）	210,351円	7,390,775円
	前期末支払資金残高（11）	18,804,455円	19,014,806円
	当期末支払資金残高（10）+（11）	19,014,806円	26,405,581円

施設データ

項目	前年度	当年度
定員	0人	0人
在籍児童数（4月1日時点）	0人	0人
保育従事職員数（4月1日時点）	0人	0人
職員の平均経験年数	0年	0年
事業活動収入（1）・・・①	212,088,435円	220,504,378円
人件費支出・・・②	152,897,341円	166,412,522円
事業活動収入に占める人件費の割合 ②÷①×100	72.1%	75.5%

【財務情報等の公表】

施設種別	認可保育	設置主体	非営利法人 株式会社	事業所名	むこうじま保育園
------	------	------	------------	------	----------

施設の収支【令和5年度実績】

	科目	前年度	当年度
事業活動による収支	委託費収入	173,460,560円	184,850,800円
	東京都保育士等キャリアアップ補助金収入	92,895,160円	15,042,000円
	東京都保育サービス推進事業補助金収入	30,245,000円	14,705,900円
	その他の補助金収入	2,547,567円	93,637,734円
	利用料収入	4,279,320円	4,158,000円
	その他の収入（寄付金収入、雑収入等）	3,549,320円	3,582,370円
	事業活動収入計（1）	306,976,927円	315,976,804円
	人件費支出	215,619,728円	231,583,847円
	職員給料支出	119,207,859円	128,080,754円
	職員賞与支出	37,939,315円	38,704,625円
	非常勤職員給与支出	30,187,982円	33,303,831円
	派遣職員費支出	0円	0円
	退職給付支出	1,780,000円	1,691,000円
	法定福利費支出	26,504,572円	29,803,637円
	事業費支出	29,622,704円	28,271,498円
	給食費支出	13,115,936円	13,573,834円
	保健衛生費支出	594,443円	481,410円
	保育材料費支出	1,451,273円	1,611,395円
	水道光熱費支出	8,151,822円	7,054,463円
	消耗器具備品費支出	3,323,635円	2,578,706円
	その他の支出【 保険料、賃借料、車輛費 】	2,985,595円	2,971,690円
	事務費支出	53,723,409円	55,035,360円
	福利厚生費支出	4,084,665円	4,887,455円
	旅費交通費支出	23,043円	43,515円
	研修研究費支出	202,455円	282,795円
	事務消耗品費支出	343,486円	1,274,614円
	印刷製本費支出	583,837円	473,198円
	水道光熱費支出	0円	0円
	修繕費支出	363,152円	829,330円
	通信運搬費支出	351,056円	327,054円
	広告費支出	380,508円	445,640円
	業務委託費支出	4,620,117円	3,729,536円
	賃借料支出	0円	0円
土地・建物賃借料支出	35,494,800円	35,443,100円	
租税公課支出	35,750円	40,900円	
その他の支出【 職員被服費、会議費、手数料、保守料、雑支出等 】	7,240,540円	7,258,223円	
事業活動支出計（2）	298,965,841円	314,890,705円	
事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	8,011,086円	1,086,099円	

施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	0円	0円
	設備資金借入金収入	0円	0円
	その他施設整備等による収入（寄附金収入、固定資産売却収入等）	0円	0円
	施設整備等収入計（4）	0円	0円
	設備資金借入金元金償還支出	0円	0円
	固定資産取得支出	0円	2,560,140円
	その他施設整備等による支出	605,000円	0円
	施設整備等支出計（5）	605,000円	2,560,140円
	施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	-605,000円	-2,560,140円

その他の活動による収支	積立資産取崩収入	0円	3,000,000円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	33,333円	0円
	その他の活動による収入	0円	0円
	その他の活動収入計(7)	33,333円	3,000,000円
	積立資産支出	0円	0円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	525円	12,503円
	その他の活動による支出	0円	0円
	その他の活動支出計(8)	525円	12,503円
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	32,808円	2,987,497円
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)		7,438,894円	1,513,456円
前期末支払資金残高(11)		0円	0円
当期末支払資金残高(10)+(11)		7,438,894円	1,513,456円

施設データ

項目	前年度	当年度
定員	150人	150人
在籍児童数(4月1日時点)	149人	151人
保育従事職員数(4月1日時点)	50人	50人
職員の平均経過年数	10年	10年
事業活動収入(1)・・・①	306,976,927円	315,976,804円
人件費支出・・・②	215,619,728円	231,583,847円
事業活動収入に占める人件費の割合 ②÷①×100	70.2%	73.3%

その他の活動による収支	積立資産取崩収入	0円	0円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	1,533,333円	0円
	その他の活動による収入	0円	0円
	その他の活動収入計(7)	1,533,333円	0円
	積立資産支出	0円	0円
	事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	384円	10,867円
	その他の活動による支出	304,455円	0円
	その他の活動支出計(8)	304,839円	10,867円
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	1,228,494円	-10,867円
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)		6,905,133円	-3,833,172円
前期末支払資金残高(11)		13,742,103円	20,647,236円
当期末支払資金残高(10)+(11)		20,647,236円	16,814,064円

施設データ

項目	前年度	当年度
定員	91人	91人
在籍児童数(4月1日時点)	86人	81人
保育従事職員数(4月1日時点)	41人	43人
職員の平均経過年数	8年	0年
事業活動収入(1)・・・①	201,720,478円	201,846,204円
人件費支出・・・②	161,194,022円	167,708,800円
事業活動収入に占める人件費の割合 ②÷①×100	79.9%	83.1%